

岩手県告示第249号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち総務部に係るもの（平成20年岩手県告示第269号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
法務学事課	指定認証機関交付金、私立高等学校等就学支援金交付金、私立学校運営費補助、私立学校教職員退職金給付事業費補助、日本私立学校振興・共済事業団補助、 <u>私立高等学校等授業料減免補助</u> 、 <u>認定こども園整備事業費補助</u> 、 <u>認定こども園等環境整備事業費補助</u> 、 <u>学校図書館等整備・充実事業費補助</u> 及び私立特別支援学校自立支援施設等整備事業費補助	法務学事課	指定認証機関交付金、私立高等学校等就学支援金交付金、私立学校運営費補助、私立学校教職員退職金給付事業費補助、日本私立学校振興・共済事業団補助、 <u>私立高等学校等授業料等減免補助</u> 、 <u>認定こども園整備事業費補助</u> 及び私立特別支援学校自立支援施設等整備事業費補助
税務課	納税貯蓄組合連合会等補助（岩手県納税貯蓄組合連合会に係る補助金に限る。） <u>、軽油適正流通対策推進費補助</u> 、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金及び自動車取得税交付金	税務課	納税貯蓄組合連合会等補助（岩手県納税貯蓄組合連合会に係る補助金に限る。） <u>、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金及び自動車取得税交付金</u>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			